

# 静岡県教育委員会

## 議事録

令和6年度 第12回定例  
10月2日（水）

静岡県教育委員会教育長 池上重弘は、

令和6年10月2日に教育委員会第12回定例会を招集した。

1 開催日時 令和6年10月2日（水） 開会 13時30分  
閉会 13時54分

2 会場 教育委員会議室

3 出席者 教 育 長 池 上 重 弘  
委 員 藤 井 明  
委 員 伊 東 幸 宏  
委 員 小 野 澤 宏 時  
委 員 天 城 真 美

事務局（説明員） 水 口 秀 樹 教育部長  
塩 崎 克 幸 教育監  
宮 崎 文 秀 理事（政策管理担当）  
本 多 伸 治 理事（新図書館担当）  
中 山 雄 二 参事（学校教育担当）  
藤ヶ谷 昌 則 参事兼社会教育課長  
高 林 伸 成 教育総務課長  
秋 野 薫 教育政策課長  
大 澤 篤 篤 教育DX推進課長  
上 原 啓 克 財務課長  
内 山 成 一 教育厚生課長  
横 田 恭 子 教育施設課長  
戸 塚 康 史 義務教育課長  
中 村 大 輔 高校教育課長  
山 村 仁 特別支援教育課長  
夏 目 伸 二 健康体育課長  
金 嶋 克 年 新図書館整備課長  
渡 邊 晃 静岡教育事務所長  
堀 内 祥 行 静岡西教育事務所長  
杉 山 禎 総合教育センター所長

#### 4 その他

(1) 報告事項は了承された。

#### 【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。  
今回の議事録の署名は、私のほか、藤井委員にお願いする。

【非公開の決議】

- 教 育 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案の取扱いについて諮る。  
報告事項1は公開前案件のため非公開としたいが、異議はあるか。
- 全 委 員： 異議なし。
- 教 育 長： 報告事項1は非公開とする。

(会議の非公開)

- 教 育 長： 会議を非公開とする。傍聴人は退席願う。
- 教 育 長： それでは審議を始める。

**<非>報告事項1 文部科学省「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」静岡県公立学校の状況**

- 教 育 長： 報告事項1「文部科学省「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」静岡県公立学校の状況」について戸塚義務教育課長より説明願う。
- 義務教育課長： <報告事項について説明>
- 教 育 長： 質疑等はあるか。
- 藤 井 委 員： 3ページ、いじめの認知件数の多い学校という記載があるが、学校により極端に少ないとか、極端に多いとかという状況は把握できているのか。
- 義務教育課長： 認知件数は学校ごとで把握している。
- 藤 井 委 員： 極端に多い、極端に少ないという差は実際にあるのか。
- 義務教育課長： 平均化している。極端に少ないという学校はない。教員に対して、認知件数のやり方をしっかり伝えているため、そこが抜け落ちている学校はない。
- 藤 井 委 員： 学校の雰囲気非常に良くていじめが平均より少ない等、要するに何らかの対策が効果を現している学校、あるいは、全く逆のケースがあれば、そこから学び取ることができるので、そういった把握ができているとよいと思ったが。
- 義務教育課担当者： いじめの認知件数が多い少ないはある。比較的小規模校で少ない傾向にあり、大規模校は人間関係のトラブルが多く、いじめの認知件数に差が出る。
- 藤 井 委 員： それから、資料9ページに、バーチャルスクールのことが載っているが、小中高のうちどれか。
- 義務教育課長： 小学校と中学校である。
- 藤 井 委 員： どこの県か忘れたが、新聞の記事に出ていた。
- 教 育 長： 佐賀県ではないか。今日の新聞に載っていたと思う。
- 藤 井 委 員： 数週間前にも出ていたと思うが、やり始めたら、応募が殺到して結構注目が集まっているという話であった。そういったことで静岡県でも期待をしたいところだが、そういう反応についてはまだ早いのか。

教 育 長： 実はその件について、9月県議会の質問にもあった。質問のテーマは高校の不登校についての対応であったが、それに対する答弁は、バーチャルスクールを小、中学校向けに立ち上げるが、高校生への展開の可能性についても研究するという内容。それは、どちらかというところと慎重な表現である。現実問題、今、不登校の状態になった子、中学校で不登校を経験した子たちは、通信制の高校に通うことが多い。そう考えると、小学校、中学校のように学校から出ると行き場がないという状況ではない。それから、単位認定の問題もあり、同じレベルで議論は出来ないだろうというのが私たちの基本的な考え方。私も佐賀県の記事は注目して読んだが、繋がるということで、何らかの繋がりを求めているのだとすれば、それがきっかけでまた学びの場に戻るということができるので、いろいろな情報収集をしなければいけないと思っている。

天 城 委 員： いじめの問題に関して、資料では被害者に対する対応の記載が多いが、加害者の対策についての記載がない。いじめは加害者に問題があり、対策が必要だと考えるが、アンケートを行ったり、その集計はないのか。

義務教育課担当者： 加害者の対応について、文部科学省が実施する調査の項目にあるが、公表がされていないため、取扱いについて慎重に考えている。

天 城 委 員： 公表は慎重にとのことだが、県はしっかり加害者に対する対応を行ってほしい。

教 育 長： 具体的には、人間関係づくりプログラムの内容、人権意識の部分が根幹であると思うが、この件について教育政策課から説明をお願いしたい。

教育政策課長： 加害者の対応として、1つは、いじめ重大事態の調査を第三者委員会で行っていただくが、委員の方々はその点を意識して調査を行ってくれている。第三者委員会の中では、対策などについても提言をいただくが、加害者に対する視点も持っていることを報告させていただく。また、起きてしまったいじめに対する対応のみならず、いじめをしないための未然防止策も必要であり、そのひとつが人間関係づくりプログラムである。もうひとつ、来年度の取組みとして、非認知能力の育成に取り組む方針で、非認知能力が育成されると、自己肯定感やレジリエンスなどが育まれ、結果としていじめの未然防止にも繋がる。広い意味での加害対策にもなると考えている。

義務教育課長： 被害者はもちろん、加害者についてもしっかりと見取っていくように常々言っている。難しいところもあって、例えば、保護者から子供が殴られたと電話があり、殴った側が加害者かと思うと、実はその前に逆のことをされていたといった事例もあり、その辺りも踏まえ、しっかりとした状況確認と見取りを行うことが重要。

教 育 長： 今の話にあったように、ある案件で被害を受けている子が、実は別件では加害をしているという複雑な案件もある。人間関係づくりのところでは人権尊重の考え方が子供たちの中にしっかり根付いていくことが、先ほどの言葉の繰り返しになるが、根幹的に大事だと理解している。

教 育 長： 他に質疑等はあるか。  
全 委 員： （特になし）  
教 育 長： 報告事項 1 を了承する。

教 育 長： 以上で、本定例会の議事は全て終了した。

これをもって、令和 6 年度第 12 回教育委員会定例会を閉会とする。

議事の内容を記録し、署名する。